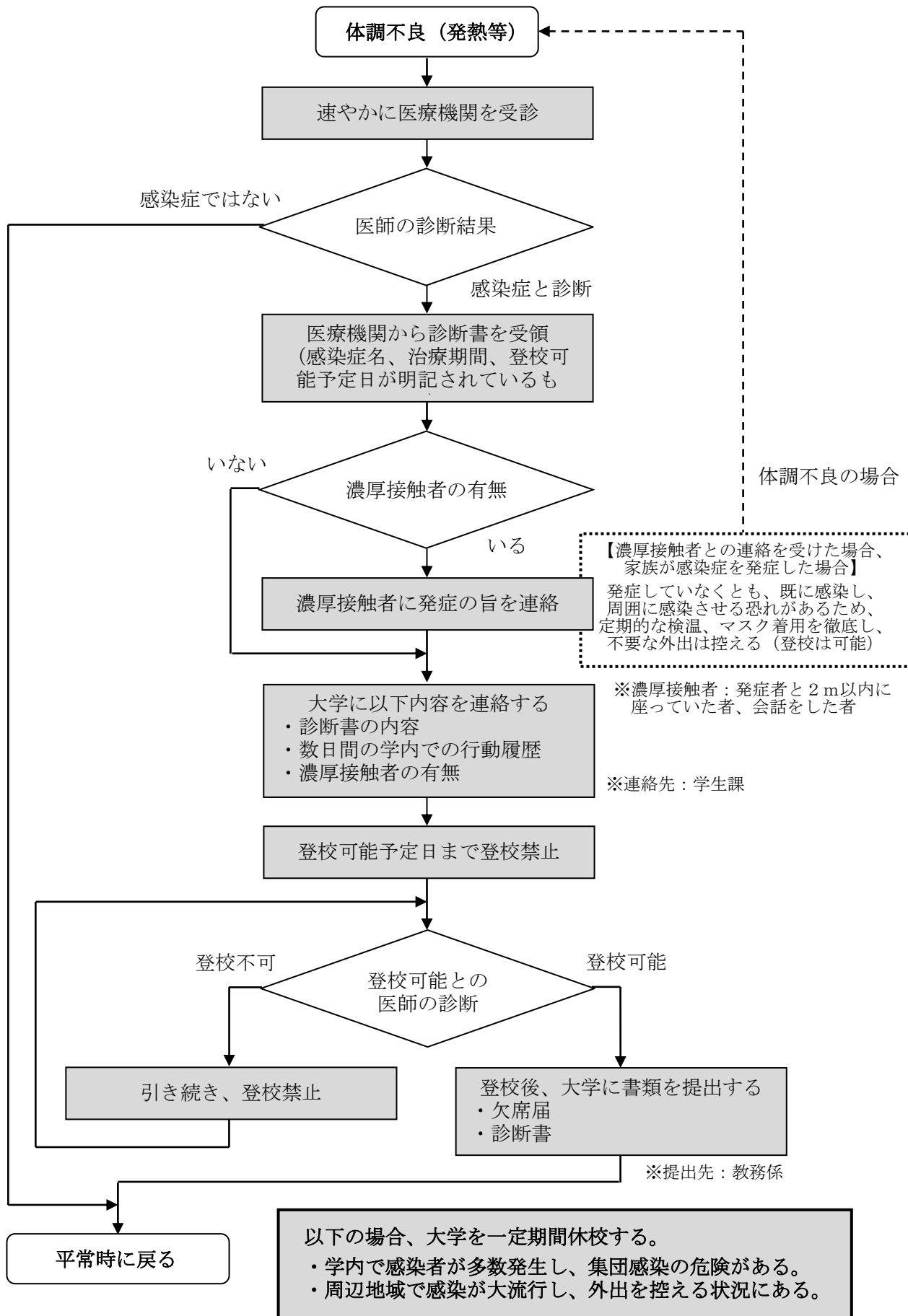


14 感染症発症時対応手順【学生用】（教職員は学生に準ずる）

- ・学校保健安全法により、学校において予防すべき感染症の種類が定められ、感染拡大を防止することが義務づけられています。（身近な病気：インフルエンザ、ノロウイルス）
- ・自身が体調不良の場合、家族・友人等身近な人が発症した場合は、以下の手順を厳守し、感染拡大の防止に協力願います。



【学校において予防すべき感染症（学校保健安全法）】

種別	病名
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1型）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症および新感染症
第2種	インフルエンザ（H5N1型を除く）、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふく風邪）、風疹（三日ばしか）、水痘（水疱瘡）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染性疾患（ノロウイルスなど）

【平常時の準備】

1. 自宅に体温計、マスクを備える。
2. 自宅付近の医療機関の場所、診療時間を把握する。
3. 健康保険証又は遠隔地証明書を準備する。
4. 感染拡大の防止を常に意識し、行動する。

【集団活動（サークル・部活動等）における留意点】

- ・責任者は、集団内に体調不良の者、感染症に発症し休んでいる者がいないかを把握する。
- ・集団内で感染症の発症者が出た場合は、速やかに責任者が学生課に報告し、学生課の指示を受ける。
- ・合宿や旅行に行く場合は、以下を徹底する。
 - ① 責任者、副責任者を決めておく。
 - ② 体温計、マスクを持参する。
 - ③ 合宿・旅行前に体調不良や発熱（37.5℃以上）がある場合は参加しない。
 - ④ 合宿・旅行中は毎日検温する。
 - ⑤ 健康保険証又はコピーを持参する。
 - ⑥ 体調不良や発熱を感じた場合は、速やかに近くの医療機関を受診する。
 - ⑦ 感染症と診断された場合は、医師の診断に従う。
 - ⑧ 集団感染が疑われる場合は、現地の医療機関及び保健所の指示に従う。